

建退共掛金納付の考え方について（休業日）

建退共制度につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今、貼付対象となる休業日について共済契約者の皆様から多数問い合わせをいただいておりますので、建退共本部が、厚生労働省に照会を行い「掛金納付の考え方」を整理いたしました。

建退共本部より通知がまいっておりますので、お知らせいたします。

建退共掛金納付の考え方については、従来より「雇用期間中に休日又は欠勤日がある場合は、これらの日については掛金納付を行わないでよいが、有給の休暇及び共済契約者の責に帰すべき休業日（労働基準法第二十六条）については、原則として掛金納付を行う。」となっております。

昨今、厚生労働省に対し掛金納付の考え方について照会をし、それを踏まえ、建退共本部として、今般あらためて整理いたしました。

中小企業退職金共済法第四十四条によれば「共済契約者は被共済者に賃金を支払う都度、退職金共済手帳に退職金共済証紙を貼り付け、これに消印することによって掛金を納付しなければならない。」とされていることから、賃金の支払いがない日については、原則として掛金納付を行わなくてもよいとなります。

賃金の支払い対象となるのであれば、有給休暇、事業主の責に帰すべき休業日は共済証紙を貼る必要があると考えられます。したがって、休業手当（労働基準法第二十六条）が支払われる場合は、共済証紙の貼付が必要となりますが、いずれにしても、労働条件等を確認して、加入労働者とトラブルのないようしてください。